

幼保小中連携参考事例

平成23年3月
島根県教育委員会

島根県教育委員会では、平成21年度から「幼保小中連携ステップアップ事業」を実施し、島根県の各地域の実態に合った連携の在り方を探ってきました。

この度、これまでの取組の成果をとりまとめ、県内の各地域の取組の参考となる事例を示すこととしました。幼保小中連携を進めるに当たっては、趣旨を理解し、できることから取組を始めましょう。



<保小中交流活動> 益田市立鎌手中学校区における保小中合同での芋掘りの活動

島根県が実施している「幼保小中連携ステップアップ事業」について

幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校・中学校までを見通し、幼保等小中学校の教職員が連携・協働して、学力の基盤となる道徳教育や生徒指導などについて乳幼児期からの指導の一貫性を確立するなど、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校を通した学力向上に向けた実践研究に取り組み、その成果の普及を図る事業です。

○ 平成21年度推進地域

松江市立湖南中学校区、奥出雲町立横田中学校区、浜田市、吉賀町立蔵木中学校区、隠岐の島町立都万中学校区

○ 平成22年度推進地域

奥出雲町立横田中学校区、浜田市立旭中学校区、益田市立鎌手中学校区、隠岐の島町立都万中学校区

1 幼保小中連携についての基本的な考え方

1) 幼保小中連携の必要性

子どもの学習習慣，生活習慣の形成，思考力・判断力・表現力の育成など子どもの健やかな成長を図るためには，中学校卒業時の目指す子ども像について共通理解を図り，幼児期から小中学校9年間の成長，発達を見通した教育を推進していくことが大切です。さらに，子どもの成長を支える学校・家庭・地域が連携し，地域ぐるみで教育を推進していくことが必要です。

県内の各地域には「コミュニケーション能力が乏しい」「自尊感情が低い」「国語力が弱い」等，さまざまな子どもの課題があります。これらの課題を解決するためには，各校種が教育の役割をしっかりと果たすとともに，次の校種へ円滑な接続が促されるように，互いの教育の内容と方法について理解を深めることが求められます。

また，近年校種間の接続において起こる「小1プロブレム」「中1ギャップ」等の子どもの不適応や問題行動などは，こうした校種間の保育・教育の進め方，実態を理解し，日々の営みに生かしていくことで，課題解決が図れると考えます。

つまり，幼保小中連携は「目的」ではなく，子どもの健やかな成長を図るための「手段」です。関係する教職員が異なる校種について理解を深めることで資質や指導力を高め，より高い教育的効果が得られたり，様々な課題の解決につながることで，また校種の異なる子どもたちを直接交流させる等の手立てにより，思いやりの心をはぐくんだり，子どもの今日的課題を解決したりするために行うものと言えます。

2) 幼保小中連携が目指すもの

幼保小中連携の取組を進めることで次のような成果が期待されます。

- 教職員が幼児期から小中学校9年間を見通した教育について見直すことによって教職員の資質を高め，指導力を高めることができる。またそれぞれの発達段階でつけるべき力が明確になる。
- 異年齢集団，異学年交流による学習や諸活動を通して，子どもの豊かな人間性と社会性を育成することができる。また，子ども自身の戸惑いの減少につながる。
- 教職員の相互理解が深まり，より充実した指導・支援が進み，子どもの不適応や問題行動が減少することが期待される。
- 保護者・地域と連携を図ることで新しい教育活動，地域活動を創造することができる。また地域ぐるみでの教育を推進することで，ふるさとに愛着をもち，ふるさとを愛する子どもを育成することができる。



<合同授業研究会>

浜田市立和田小学校における道徳の授業研究

3) 幼保小中連携推進におけるの5つのポイント

① 関係する学校等の管理職が共通理解を図る

幼保小中連携について管理職がその重要性を認識し、校区の学校等の管理職との共通理解を図ることが重要です。幼保小中連携教育は組織としての取組が不可欠であり、管理職のリーダーシップの下、機能的な組織づくりを行う必要があります。

② 校種間、学校間の教職員の相互理解を重視する

教職員がまず互いの実践、子どもの実態等について理解を十分に図ることが重要です。そのため例えば、互いの授業を気軽に見合い、意見を交換し合う等の環境づくりが必要です。また、各幼稚園、保育所等及び学校では幼稚園教育要領、保育所保育指針等及び学習指導要領で示された目標、内容等に基づき指導を行うことについて共通理解を図る必要があります。

③ 市町村等の教育方針を踏まえ、計画を策定するとともに、目標等について共通理解を図り、一貫性のある指導に努める

市町村等の教育方針を踏まえ、計画を策定することで、行政機関と一体となった市町村全体の取組となり、より高い教育効果が期待できます。また、各学校等の学校教育目標や研究主題等と齟齬がないよう配慮するとともに、例えば中学校区で「目指す子ども像」を作成し、中学校区内の全教職員が共通理解の上で指導を行うことが大切です。

④ 一度にたくさんのことに取り組むのではなく、できることから始め、取組を進めながら柔軟に対応する

幼保小中連携教育は、継続した息の長い取組にしていくことで、より高い教育効果が期待できます。無理なくできる取組から始め、実践を検証しながら新しい取組を取り入れる等柔軟に取組を進めていくことが大切です。

⑤ 保護者、地域と連携した取組とする

幼保小中連携教育は学校等の単独の取組ではなく、複数の学校等が連携した取組を進めることから、保護者、地域と連携することでより高い教育効果が期待できます。取組について保護者、地域に対して積極的に情報発信を行うことが重要です。



<部会の開催> 奥出雲町立横田中学校区における部会協議の様子

2 「幼保小中連携ステップアップ事業」の成果

「幼保小中連携ステップアップ事業」では次のような取組の成果が見られます。

1) 組織づくり

- 各学校等の管理職が共通理解を図り取組を進めることで、地域として高い教育効果が得られる。
- 全教職員の取組により高い教育効果と教職員の意識の向上が図れる。
- 異校種の教職員が互いの学校等の教育方針について理解を深めることができる。
- 各学校等が抱える課題について、意見を出し合うことで解決が図れる。

2) 学力向上、学習習慣・生活習慣づくりの取組

- 「家庭学習の手引き」「生活チャレンジシート」等の活用により、子どもの家庭学習時間が増加したり、生活習慣の改善を図ったりすることができる。
- 「学力向上策7か条」「～地域しぐさ7か条」等を作成することで、明確な目標設定がなされ、子ども、教職員双方の意識が高まるとともに、保護者・地域に対する啓発を図れる。

3) 子どもたちの交流の取組

- 子どもの進学に対する期待が高まる。
- 校種を超えた子ども同士の間関係が深まる。
- 例えば小中の交流を行うことで、小学生は中学生へのあこがれを、中学生は年下の子どもに対する思いやりの心をはぐくむことができる。

4) 教職員の交流の取組

- 異なる校種の教職員が互いに授業を見合うことで、系統的な指導について理解を深め、指導力向上を図ることができる。子どもの学力向上が図れる。
- 校種間の目標、指導内容、指導法等の差異について理解を深めることで、幼保小中を見通した指導を行うことができる。教職員の資質が向上する。
- 教職員全員で地域の子どもを育てる意識が高まる。

5) 保護者・地域と連携した取組

- 学校教育に対する保護者・地域の協力が得られやすくなる。
- 子どものふるさとを愛する気持ちが高まる。
- 保護者、地域と連携した取組を進めることで、保護者、地域の意識が高まり、高い教育効果が得られる。
- 地域全体の活性化が図れる。

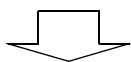
3 「幼保小中連携ステップアップ事業」推進地域の取組から（取組の具体例）

※ 取り組む際の留意点は留として示しています

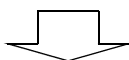
1) 組織づくり

① 中学校区における幼保小中連携の取組例

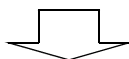
各学校等の校長，園長等の管理職による子どもの実態把握及び方針等の決定



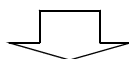
管理職及び各学校等の主任，幼保等小中連携担当者等による具体的な組織及び取組内容等の協議，決定



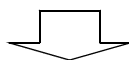
各学校等の全教職員参加による総会等での方針及び取組内容等の説明，協議



部会等での取組内容の協議

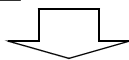


管理職による取組全体の確認，決定



部会の取組

留 取組に当たっては管理職が相談役となり，全体の調整を行う



取組の総括，評価，事後の方針等の決定

② 管理職による取組

- 関係する学校等の管理職による定期的な理事会を開催し、取組の検証や改善を図る。
 - 留 理事会では、子どもの状況や部会の取組について把握、確認を行う。取組及び子どもの状況について気軽に話せる雰囲気づくりに努める。
- 既存の市町村校長会等において、幼保小中連携教育について議題として取り上げ、情報交換を行う。

③ 組織づくりに係る取組

- 関係する学校等で共通した取組が推進されるよう全体計画や組織図を作成し、共有する。
 - 留 計画は、簡素化し実効性のあるものとする。
- 子どもの実態に基づき、学力向上や心の教育等を目指す「学力向上部会」「こころ生活部会」「生活習慣部会」等の部会を設置する。
 - 留 部会には全教職員が所属する。部会決定にあたっては自校の校務分掌を考慮する。部会の代表を決定し、代表者会を組織する。管理職が相談役になる。既存の学校保健委員会等を活用することも有効である。
- 全教職員の共通理解や意思疎通を図るため、総会、情報交換会、研修、交流活動等を行う。
 - 留 実施する際は、教育委員会、高等学校等にも案内し、同席を呼びかける。教職員の資質のみならず意識の向上を図る取組とする。情報交換会等を開催し、親睦を深める。



<保小中合同の体育会の実施> 隠岐の島町立都万中学校区の交流活動推進委員会企画の合同体育大会

2) 学力向上, 学習習慣・生活習慣づくりの取組

- 日頃から幼保小中連携を意識した授業等を実施するとともに, 学習指導案等を作成する際は, 指導内容に係る幼保小中連携の視点を取り入れる。
 - 留 学習指導案等に, 取り扱う内容について, 幼保小中を通じた学習指導要領等における関連について記載する。
- 幼保小中教職員が合同で授業等を実施して, 学力向上等のための支援を行うとともに, 互いの指導について理解を深める。
 - 留 事前の打ち合わせを十分に行い, 互いの役割を明確にしてT T指導等を実施する。
- 校種間のつながりを意識した家庭学習の手引き, 学習の約束等を作成する。また, 自主学習の進め方がわからない児童生徒のために手本となる自主学習ノート集を作成する。
 - 留 「学力向上部会」等の部会で検討を行い, 校種間の接続が円滑に図れるよう作成する。
- 中学校区単位の学力向上対策あるいは, 地域全体で身につけさせたい規範意識等を例えば「～学力向上策7か条」, 「～地域しぐさ7か条」等にまとめる。
 - 留 島根県教育委員会が平成21年度に作成した「しまね学力向上策八か条」等を参考にする。
- 中学校区単位で基本的な生活習慣を育成するために一週間の生活習慣を振り返る「生活チャレンジシート」等を作成し, 年に数回調査を行い, 生活習慣への意識付けと現状把握に努める。
 - 留 家庭での学習時間の把握に努め, 家庭学習の意識を高めさせる。
- 基本的な生活習慣を確立するため, テレビの視聴時間等について考えさせる活動に中学校区単位で取り組む。
 - 留 共通項目を設定した実践シート等を活用する。家庭と連携を図りながら実践を行う。



<規範意識向上に係る取組> 横田中学校区「こころ生活部会」作成の「横田しぐさ7か条」に基づき各校で作成された標語を昇降口に掲示

3) 子どもたちの交流の取組

- 幼稚園・保育所等の幼児と児童，児童同士，児童生徒間等の交流活動を推進する。その際，お互いのよさに気づいたり，相手を思いやる心を育てることができるようにする。

＜幼保等－小学校間＞

- ・ 交流活動を行う。

小学校児童，幼稚園・保育所等の幼児との交流活動（栽培活動，あそび交流等）

☑ 小学生が幼稚園・保育所等の幼児の世話をする場面を設定する。

＜小学校間＞

- ・ 外国語活動等を活用して，同学年交流を行う。

☑ 交通費を予算化するなどして学校間の移動手段を確保する。

- ・ 低・中・高学年ごとの交流活動を行う。

＜小－中学校間＞

- ・ 中学校を会場にしたオープンスクールを行う。

☑ 要項を早めに作成し，小学校を通じて6年生保護者へ内容等について予め情報提供を行う。

＜幼保等－中学校間＞

- ・ 総合的な学習の時間等（中学校）において，中学校生徒による職場体験で保育実習を行う。

☑ 事前の打ち合わせを密に行う。

＜幼保等小中学校間＞

- ・ 幼保等小中が連携した運動会を実施する。

☑ 交流が図れる種目等について小学生と中学生が話し合う場を設定し，小学生は中学生へのあこがれを，中学生は自分より年下の子どもに対する優しい心をはぐくむ場とする。

- ・ ふるさと教育との関連を図り，ふるさとに関心をもち，ふるさとを愛する心の育成を図る活動を行う。

☑ 地域に根ざした活動の機会を活用し，幼保等小中の子どもが交流を図る場を設定する。その際，公民館等との連携に配慮する。

4) 教職員の交流の取組

- 学校種を超えて，教職員が相互に授業を見合う場を設定する。

☑ 定期的に場を設定することで，気軽に参観し合ったり，意見を交流し合ったりしながら，目標，指導内容，指導法等の校種間の差異について，理解を深める。

5) 保護者・地域と連携した取組

- 合同授業公開日を開催する。例えば幼保小中が合同で音楽発表を行う場を設定する。地域の方にも公開する。
- 保護者，地域に情報発信を行うため，広報リーフレット，合同PTAだより等を作成したり，学校のホームページやブログ等を活用する。
 - 留 リーフレット等は写真や図等を中心に配置し，読みやすく，意図が伝わりやすいものとする。掲載する写真等については，肖像権等に配慮する。
- 関係する学校等のPTA合同役員会を開催し，学習習慣，生活習慣等育成に係る協議の場を設定する。
- 実態調査の結果を基に，就寝時間，メディアと接する時間等の課題について，標語，ステッカー，ポスターなどを作成し，意識の向上を図る。
 - 留 家庭を含めた啓発活動を行うとともに，地域全体の気運をつくる。また，標語を短冊等にしたり，カレンダーにして，各家庭に配付するなど地域全体の雰囲気づくりをする。



<児童生徒の交流活動>
浜田市立旭中学校のオープンスクールにおける小学生の参加した体験授業



<保小中・地域が一体となった活動>
益田市の「水仙の里作り活動」
保育園児，小学生，中学生，ふるさと委員，（保護者等），「さざなみ学級」（高齢者の方々）と合同で，水仙の球根植えを実施